

広島県告示第三百三十五号

令和元年広島県告示第四百三十八号（広島県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
備考 (略)	(略)	球技場 管理棟冷暖房設備	(略)	区分	(略)	単位	(略)	利用料金の範囲	(略)
	(略)		(略)		(略)		(略)		
	(略)		一時間に つき		(略)		(略)		(略)
	(略)		一五〇円以内		(略)		(略)		(略)
備考 (略)	(略)	球技場	(略)	区分	(略)	単位	(略)	利用料金の範囲	(略)
	(略)		(略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)		(略)		(略)		